

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針

長野県

## 第1 農業の有する多面的機能の発揮の促進の目標

長野県は、「第4期長野県食と農業農村振興計画」（以下「振興計画」という。）において、地域が共同で行う農地や農業用水等の農村資源の管理活動や、農村環境の保全を図る活動等を支援することにより、農業が有する多面的機能の維持・発揮を図ることを位置付け、多面的機能支払、中山間地域等直接支払及び環境保全型農業直接支払からなる日本型直接支払を積極的に活用し、県内全域で取組みを推進することとしている。

推進にあたり、自然や営農の地域的な特徴を踏まえ、県内を10地域に区分し、振興計画で定めた達成指標（別紙1）を目標に取り組む。

### 1 佐久地域

#### (1) 現況

本地域は、千曲川に沿って標高500mから1,500mに耕地が分布し、恵まれた自然環境の中で、八ヶ岳・浅間山麓地域ではレタス・キャベツ・白菜を主体とした高原野菜の産地を形成し、佐久平坦地域では水稻、野菜、果樹、花き、畜産等の多様な農業が営まれている。

新規就農者が増加傾向の一方で、農業を支えてきた世代の減少・高齢化が進み、地域の多様な担い手の確保、付加価値向上に資する環境にやさしい農業の普及、老朽化が進む水利施設等の保全管理、野生鳥獣被害対策等が必要である。また、中山間地域を中心に集落機能の低下や耕作放棄地の増加が課題となっており対策が必要である。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では農業者団体等による、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 2 上田地域

#### (1) 現況

本地域は、千曲川中流部に位置し、右岸地域ではレタス等の高原野菜やぶどう・りんご等の果樹栽培、左岸地域では水稻を中心に花きや果樹栽培が行われ、豊富な日照や雨が少ない気候を活かし高品質な農産物の栽培や、消費者のニーズに対応した環境にやさしい農産物の生産を行っている。

過疎化や高齢化、混住化により農家人口が減少している集落では農地、ため池、農業用水などの地域資源の保全管理が課題となっている。また、中山間地域を中心に野生鳥獣による農作物被害や耕作放棄地の発生による農村環境の悪化が懸念されているため対策が必要である。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では農業者団体等による法第3条第3項各号に掲げる事業

を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 3 諏訪地域

#### (1) 現況

本地域は、標高760mから1,200mに至る高標高地に展開し、豊かな自然と共生しつつ、冷涼な気象と都市圏に近い立地を生かして、多様な農畜産物が生産されている。

その農業類型は、大きく二つに区分され、都市化の進んだ諏訪湖周辺では水稻やトマト、きゅうりなどの施設園芸が、八ヶ岳西麓の高原地帯ではセルリー、ブロッコリーなどの野菜、キク、カーネーションなどの花きに加え酪農が基幹となっている。

農業従事者の減少や高齢化の進行に伴い、農業生産力の低下が懸念されており、農業の継続により農産物の安定生産や美しい農村景観を維持するため、多様な担い手の育成や環境にやさしい農業の実践、集落等による農地・農業用施設の適正な保全管理が必要となっている。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では農業者団体等による法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 4 上伊那地域

#### (1) 現況

本地域は、天竜川河岸段丘地域と東部中山間地域に大別され、更に天竜川河岸段丘地域は平坦水田地帯と西部畑作地帯に区分される。平坦水田地帯は基盤整備や施設の近代化が進み、水稻を中心に野菜や花卉の複合経営が行われ、西部畑作地帯は畜産、野菜、果樹を中心とした農業経営が展開されている。

農業従事者の減少や高齢化により、農業の生産力や農村集落の活力の低下が著しい中で、持続的な農業を維持展開していくため、集落営農組織の体質強化、付加価値向上に資する環境にやさしい農業の普及、地域共同による生産体制の整備や農業用水利施設等の保全管理体制が必要となっている。また、中山間地域を中心に耕作放棄地や野生鳥獣による被害対策が必要となっている。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では農業者団体等による法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 5 南信州地域

#### (1) 現況

本地域は、北部の天竜川沿いの段丘地域と西部・南部等の中山間地域に区分される。天竜川沿岸の水田地帯では、一部で水稻の大規模経営が行われているが、それ以外の段丘地帯及び中山間地域では、1戸当たりの耕作面積が狭いため、多様な園芸作物の複合経営が主体となっており、りんご、なし等の果樹や、きゅうり、トマト等の野菜、市田柿、伝統野菜など特色ある農産物の生産を行うとともに、環境にやさしい農業の推進を図っている。

農業者の減少や高齢化、野生鳥獣による被害等により耕作放棄地が増加するとと

もに、農業水利施設の保全管理、農業生産や集落機能の維持が困難となっている地域もあり、地域の共同活動による対策が必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では農業者団体等による法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

6 木曾地域

(1) 現況

本地域は、標高差のある狭隘な地にあり、冷涼な気象条件や中京・京阪神に近い立地条件を活かしはくさい、伝統野菜、そば等の特色ある作物生産と肉用牛繁殖経営が中心に営まれおり、環境にやさしい農業の普及や生産基盤の整備により、生産・販売体制の強化を進めている。

農業従事者の減少や高齢化に伴い、野生鳥獣による被害や耕作放棄地が増加するなど集落の機能低下が課題となっており、地域住民の協力を得て、営農支援や農地・水路等の保全活動を行うなど、地域で支え合う体制の整備が必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では農業者団体等による法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

7 松本地域

(1) 現況

本地域は、標高約550m～800mに広がる肥沃な扇状地などからなり、昼夜の大きな気温差、長い日照時間、北アルプスを源流とした梓川の清冽な水など、豊かな自然条件を活かし、水稻、園芸作物、畜産、水産の総合的な農業地帯として発展し、特に米、レタス、スイカ、りんご、ぶどう、長芋などの産地となっている。

食の安全・安心、環境保全等への関心が高まる中で、環境にやさしい農業の推進が求められている。また、農業者の高齢化や減少、土地利用の混住化に伴い、集落機能の低下や農地・農業用水利施設の保全管理機能の低下が懸念されることから、地域一体となった取組を推進し、持続的な農業・農村づくりを進めていく必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では農業者団体等による法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

8 北アルプス地域

(1) 現況

本地域は、北アルプスの麓に位置し、夏の冷涼で気温差が大きい気象条件や山岳からの豊富な水を活かし、水稻を中心とした農業経営が行われるとともに、そば、りんご、醸造用ぶどう等、地域の立地条件を活かした営農が展開されている。

米の需要が減少している中、収益性の高い園芸作物の導入や、環境に配慮した安全・安心な農産物の生産を推進する必要がある。また、農業者の減少や高齢化に伴い集落機能の維持が困難になることが懸念されるため、農業生産基盤の維持などを地域

協同で行う仕組みづくりが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では農業者団体等による法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

9 長野地域

(1) 現況

本地域は、千曲川沿いに開けた平坦な善光寺平地域とその周辺の中山間地域からなり、北部の豪雪地帯と南部の少雨地帯まで多様な気候と地形を活かし、果樹、きのこ、野菜、水稻など様々な農産物の生産が行われている。特に果樹の栽培が盛んで、りんご、ぶどう、ももの栽培においては県下有数の産地となっている。

食の安全・安心、環境、食育に対する意識が高まる中、環境にやさしい農業への取組や農業・農村の持つ多面的機能の維持、食文化継承のための活動への支援が求められている。また、担い手の高齢化に加え、中山間地域を中心に耕作放棄地の増加や野生鳥獣被害により農家の生産意欲や集落の活力が減退しつつあるため対策が必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では農業者団体等による法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

10 北信地域

(1) 現況

本地域は、千曲川に沿って耕地が分布し、「ふるさと」の原風景が残る恵まれた自然環境の中で、えのきたけ、ぶなしめじ等のきのこ、りんご、ぶどう、もも、プラム等の果樹、アスパラガス等の野菜や水稻、地域ブランドを活かした畜産、シャクヤク等の花きなど多様な生産品目による農業が展開されている。

食の安全・安心に対する関心が一層高まる中で環境にやさしい農業の取組が求められている。また、野生鳥獣による被害が深刻化するとともに、農業者の高齢化や減少等によりコミュニティの維持や、農地や農業水利施設の保全管理が困難となりつつある地域も見られ対策が必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では農業者団体等による法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

**第2 多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の基準**

- 1 多面的機能発揮促進事業は、農業の有する多面的機能の発揮を促進するため、農業者団体等が実施し、いわゆる日本型直接支払の対象となる事業である。
- 2 国の基本指針において、多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の設定は、各地域の自然的条件やそこで行われている営農の特徴に鑑み、農業者団体等による各種

の取組を促進すべき区域を的確に設定し、その際には、各市町村の実情に応じて、その取組を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域を適切に含めることとしている。

- 3 本県においては、以上を踏まえ、いわゆる日本型直接支払の取組をはじめとして、農業者団体等による各種の取組を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域が適切に包含され、その取組が効果的に実施されることとなるよう、市町村の促進計画において、区域を設定することとする。
- 4 法第6条第2項第4号に規定する特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域（以下「重点区域」という。）は、事業の安定的な実施を確保するために農業振興地域の整備に関する法律の特例措置が必要と認められる区域に限って指定を行うこととし、かつ、できるだけ早い段階から市町村内の利害関係者や県との協議・調整を進めることとする。

### 第3 促進計画の作成に関する事項

#### 1 促進計画の区域について

促進計画の区域は、適当な縮尺の地図上でその範囲が特定できるように設定することとする。また、区域を該当する地番等により設定することも可能とする。

#### 2 促進計画の目標について

事業計画の期間を踏まえ、今後5年程度を見通した目標として設定することとする。

#### 3 促進計画の区域内でその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項について

法第3条第3項各号の事業のうち、当該市町村において実施中の事業及び実施を推進する事業を記載することとする。

#### 4 重点区域の設定

重点区域を定める場合には、適当な縮尺の地図上でその区域が明確となるように設定することとする。

#### 5 促進計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項

市町村の判断により必要と認められる事項を記載することとする。また、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するにあたり、第4の2により設置した推進組織を活用する場合は、その旨を記載することとする。

### 第4 その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事項

#### 1 第三者委員会の設置

法第3条第3項各号に掲げる事業に関する各種点検及び効果の評価等に資することを目的として、第三者委員会を設置することとする。

## **2 推進体制の整備**

法第3条第3項各号に掲げる事業を推進するにあたり、多様な主体が地域毎の特質を踏まえ、農業者団体等が事業を適切に実施できるよう支援を行うこととする。

なお、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するにあたり、これまでの農地・水保全管理支払等の実施によって培われた知見、体制を活用し、県、関係市町村、農業団体等の関係者で推進組織を設立し、連携して農業者団体等が事業を適切に実施できるよう支援を行うこととする。

## **3 関係者間における連携の確保**

農業の有する多面的機能の発揮の促進は、公的機関や農業関係者だけでなく、地域住民や地域団体等の多くの関係者との連携の下に行われるものであることから、県は設立された推進組織を活用しつつ、関係者間での情報共有や定期的な打合せの開催等が行われるよう、その連携の推進に努めることとする。

(別紙1)

## 農業の有する多面的機能の発揮の促進の目標

### 1 長野県の目標

- ・第4期長野県食と農業農村振興計画における達成指標を目標とする。

区分	項目	2027年度 (目標)	内容
目標	地域ぐるみで取り組む多面的機能を維持・発揮するための活動面積	<b>50,200ha</b>	多面的機能支払事業及び中山間地域農業直接支払事業の活動面積

### 2 目標1の地域別内訳

項目	地域名	2027年度 (目標)	<参考> 「第4期長野県食と農業農村振興計画」 における地域別目標
地域ぐるみで取り組む多面的機能を維持・発揮するための活動面積	佐久	<b>4,602ha</b>	地域ぐるみで取り組む多面的機能を維持・発揮するための活動面積 4,602ha
	上田	<b>6,299ha</b>	地域ぐるみで取り組む多面的機能を維持・発揮するための活動面積 6,299ha
	諏訪	<b>2,663ha</b>	地域ぐるみで取り組む多面的機能を維持・発揮するための活動面積 2,663ha
	上伊那	<b>8,721ha</b>	地域ぐるみで取り組む多面的機能を維持・発揮するための活動面積 8,721ha
	南信州	<b>2,359ha</b>	地域ぐるみで取り組む多面的機能を維持・発揮するための活動面積 2,359ha
	木曾	<b>489ha</b>	地域ぐるみで取り組む多面的機能を維持・発揮するための活動面積 489ha
	松本	<b>11,846ha</b>	地域ぐるみで取り組む多面的機能を維持・発揮するための活動面積 11,846ha
	北アルプス	<b>4,202ha</b>	地域ぐるみで取り組む多面的機能を維持・発揮するための活動面積 4,202ha
	長野	<b>4,819ha</b>	地域ぐるみで取り組む多面的機能を維持・発揮するための活動面積 4,819ha
	北信	<b>4,200ha</b>	地域ぐるみで取り組む多面的機能を維持・発揮するための活動面積 4,200ha
計	10地域	<b>50,200ha</b>	